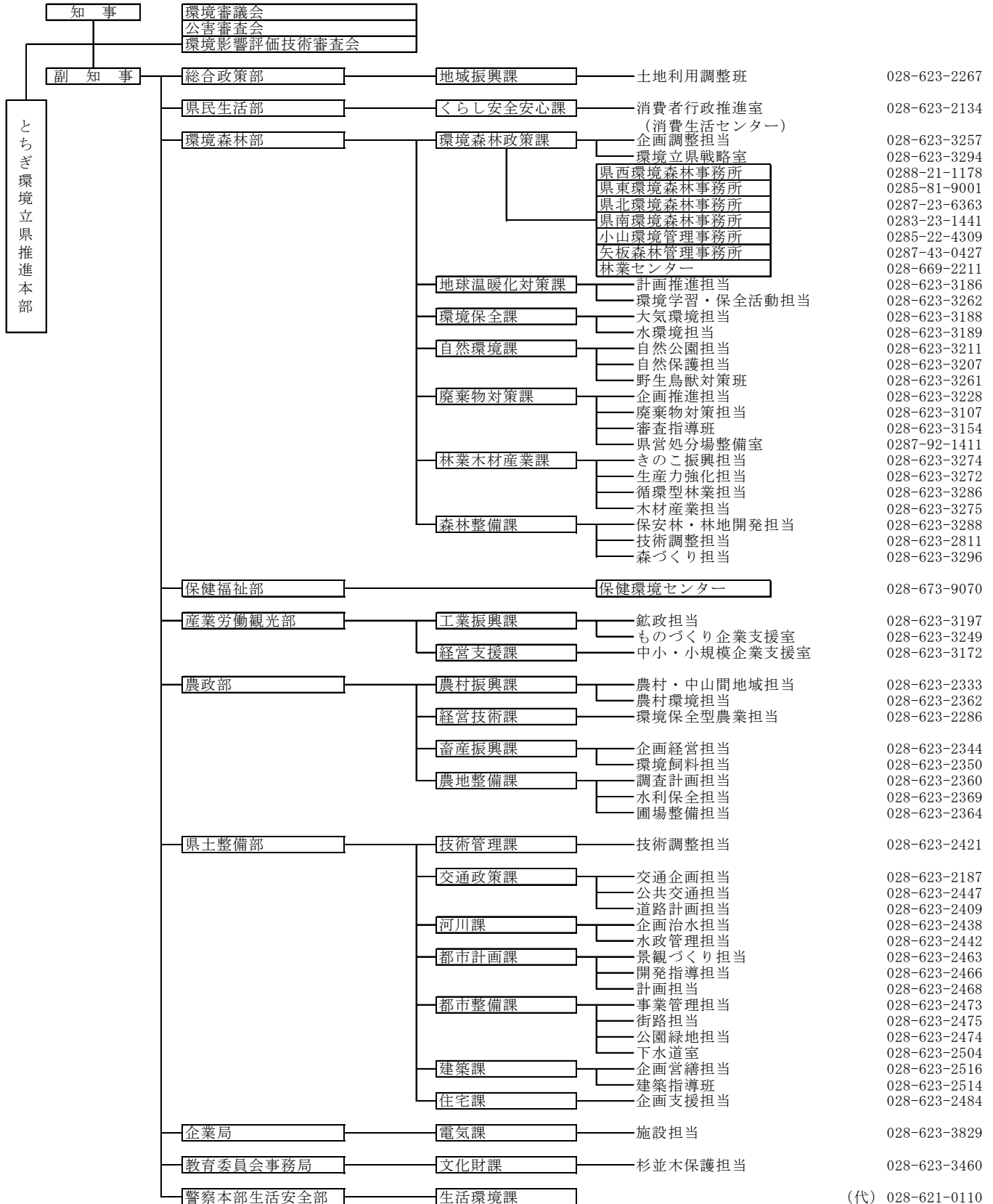


I 環境保全行政組織等

1 県の環境保全行政組織

(注) 本書に掲載している環境保全施策の主な関係所属を記載している。



2 県の関係附属機関等（各種審議会等）

(1) 設置の状況

名 称	関 係 法 令	設 置 の 趣 旨	備 考
環 境 審 議 会	○環境基本法第43条 ○自然環境保全法第51条 ○栃木県環境審議会条例	本県における環境の保全に関する基本的事項、重要事項等を調査審議するために設置する。	○委員は25人以内 ○委員の任期は3年 ○必要に応じ、専門委員を置くことができる。 ○必要に応じ、部会を置くことができる。
公 害 審 査 会	○公害紛争処理法第13条 ○栃木県公害紛争処理条例	公害に係る紛争についてあつせん、調停及び仲裁をするために設置する。	○委員は9人以上15人以内（議会の同意） ○委員の任期は3年
環 境 影 響 評 価 技 術 審 査 会	栃木県環境影響評価条例第36条	環境影響評価及び事後調査に係る技術的事項を調査審議するため設置する。	○委員は学識経験者15人以内 ○委員の任期は3年
森 林 審 議 会	○森林法第68条 ○栃木県森林審議会条例	森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申するために設置する。	○委員は学識経験者15人以内 ○委員の任期は2年 ○保全部会の設置
とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会	とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会設置要綱	とちぎの元気な森づくり事業について、透明性、公平性を確保するための評価等を行うために設置する。	○委員は学識経験者等13人以内 ○委員の任期は3年

(2) 開催の状況

区 分	開 催 日	項 目
環 境 審 議 会	H30(2018). 9.12	○大気汚染常時監視測定局の配置のあり方について（答申） ○栃木県環境基本計画の進捗状況について（報告） ○生物多様性とちぎ戦略の進捗状況について（報告） ○部会専決事項について
	H31(2019). 3.27	○栃木県環境影響評価制度の見直しについて（諮問） ○部会専決事項について
大 気 部 会	H30(2018). 6.29	○大気汚染常時監視測定局の今後のあり方について
水 質 部 会	H30(2018). 11.26	○公共用水域及び地下水の水質測定結果について ○公共用水域及び地下水の水質測定計画について
地盤沈下部会		（開催実績なし）
自然環境部会	H30(2018). 8.27	○鳥獣保護区特別保護地区の再指定について ○アナグマの捕獲禁止について
温 泉 部 会	H30(2018). 10.24	○温泉のゆう出を目的とする土地の掘削許可申請等について
	H31(2019). 2.22	○温泉のゆう出を目的とする土地の掘削許可申請等について ○栃木県温泉掘削等許可審査基準及び指導基準（改正）について

区 分	開 催 日	項 目
公 害 審 査 会		
調停委員会	H30(2018). 5. 8 H30(2018). 7. 17 H30(2018). 8. 2 H30(2018). 8. 31 H30(2018). 9. 21 H31(2019). 3. 4 H31(2019). 3. 22	○調停申請事件について ○調停申請事件について ○調停申請事件について ○調停申請事件について ○調停申請事件について ○調停申請事件について ○調停申請事件について
環 境 影 響 評 価 技 術 審 査 会		(開催実績無し)
森 林 審 議 会	H30(2018). 7. 20 H30(2018). 11. 20	○鬼怒川地域森林計画の実施状況及び次期計画の策定について ○とちぎ森林創生ビジョンの実施結果について ○鬼怒川地域森林計画の樹立について
森 林 保 全 部 会	H31(2019). 2. 6	○那須塩原市青木地内における事業場の設置に伴う林地開発許可について ○林地開発許可事案について
とちぎの元気な森 づくり県民税事業 評価委員会	H30(2018). 7. 19 H30(2018). 12. 14 H31(2018). 3. 15	○現地調査 ○第2期県民税事業の評価手法の検討 ○第2期県民税事業の評価手法の決定

3 市町の環境行政組織

(平成31(2019)年4月1日現在)

市 町	環 境 行 政 担 当 部 課			市 町	環 境 行 政 担 当 部 課		
	部	課	電 話		部	課	電 話
宇都宮市	環 境 部	環境政策課	028-632-2403	下野市	市民生活部	環 境 課	0285-32-8898
足利市	生活環境部	環境政策課	0284-20-2151	上三川町		地域生活課	0285-56-9131
栃木市	生活環境部	環 境 課	0282-21-2141	益子町	民 生 部	環 境 課	0285-72-8101
佐野市	市民生活部	環境政策課	0283-20-3013	茂木町		住 民 課	0285-63-5628
鹿沼市	環 境 部	環 境 課	0289-65-1064	市貝町		町民くらし課	0285-68-1114
日光市	市民環境部	環 境 課	0288-21-5152	芳賀町	住民生活部	環境対策課	028-677-6041
小山市	市民生活部	環 境 課	0285-22-9286	壬生町	民 生 部	生活環境課	0282-81-1834
真岡市	市民生活部	環 境 課	0285-83-8241	野木町	町民生活部	生活環境課	0280-57-4131
大田原市	市民生活部	生活環境課	0287-23-8706	塩谷町		住 民 課	0287-45-1118
矢板市	市民生活部	くらし安全 環 境 課	0287-43-6755	高根沢町		環 境 課	028-675-8109
那須塩原市	生活環境部	環 境 課	0287-62-7193	那須町		環 境 課	0287-72-6916
さくら市	市民生活部	生活環境課	028-681-1126	那珂川町		生活環境課	0287-92-1110
那須烏山市		まちづくり課	0287-83-1120				

4 環境関係等諸団体

(令和元(2019)年7月1日現在)

団体名	代表者	所在地	電話	主管課
とちぎの元気な森づくり 県民会議	会長 須賀 英之	〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20 栃木県環境森林部環境森林政策課内	028 (623)3185	環境 森林 政策課
公益社団法人 とちぎ環境・みどり 推進機構	理事長 増渕 充	〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2 河内庁舎別館 3階	028 (643)6801	環境 森林 政策課
栃木県地球温暖化防止 活動推進センター	センター長 久保 昌幸	〒329-1198 宇都宮市下岡本町 2145-13 (一財) 栃木県環境技術協会内	028 (673)9101	地 球 温暖化 対策課
とちの環県民会議	会長 陣内 雄次	〒329-1198 宇都宮市下岡本町 2145-13 (一財) 栃木県環境技術協会内	028 (671)0457	地 球 温暖化 対策課
一般財団法人 栃木県環境技術協会	理事長 齋藤 高藏	〒329-1198 宇都宮市下岡本町 2145-13	028 (673)9080	環 境 保全課
一般社団法人 栃木県産業環境管理協会	会長 青木 宏仁	〒320-0043 宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3 F	028 (625)3026	環 境 保全課
一般社団法人 栃木県浄化槽協会	会長 平石 裕一	〒321-0933 宇都宮市築瀬町 2390	028 (633)1650	環 境 保全課
株式会社 日光自然博物館	代表取締役 小林 博	〒321-1661 日光市中宮祠 2480-1	0288 (55)0880	自 然 環境課
公益財団法人 栃木県環境保全公社	理事長 増田 崇	〒320-0043 宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3 F	028 (622)7654	廃棄物 対策課
公益社団法人 栃木県産業資源循環協会	会長 菊池 清二	〒320-0043 宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3 F	028 (612)8016	廃棄物 対策課

Ⅱ 平成 30(2018)年度における主な環境問題の動き

※ ○印は、国における動向を意味する。

年 月	事 項
平成30(2018)年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行(有害使用済機器の保管等に関する届出制度創設等) ○土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部施行(土地の形質の変更の届出に併せて行う土壌汚染状況調査の結果の提出等) ○第五次環境基本計画の閣議決定
平成30(2018)年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ○森林経営管理法の公布(平成31(2019)年4月1日施行) ○気候変動適応法の公布 ○第四次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定
平成30(2018)年 11月	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動適応計画の閣議決定
平成30(2018)年 12月	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動適応法の施行
平成31(2019)年 3月	<ul style="list-style-type: none"> 栃木県災害廃棄物処理計画の策定 ○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の公布(平成31(2019)年4月1日一部施行)

III 関係用語の解説

〔あ〕

ISO (アイ・エス・オー、イソ)

「ISO」とは1947年にロンドンで創設された国際標準化機構の呼称であり、国際的な標準規格を制定、普及促進させる機関である。様々な分野で国際的な「交換」を容易にするための諸規格を取り決め、その普及促進を図っている。

ISO14000 シリーズ

ISO14000 シリーズとは、環境管理全般(環境マネジメントシステム、環境監査、環境パフォーマンス、環境ラベル、ライフサイクルアセスメント)に関する国際規格の総称。

アイドリング・ストップ

駐車中の車のエンジンの不必要なかけっ放し(アイドリング)をストップすることにより、排ガスによる大気汚染や騒音、ひいては地球温暖化の防止を図ろうとする運動。

IPM (アイ・ピー・エム)

「IPM」とは、Integrated Pest Management (総合的病害虫・雑草管理)の略である。化学農業依存の防除体系を脱し、安定的で持続可能な防除体系を実践することを目的とし、利用可能な防除手段を総合的に組み合わせ、病害虫の発生密度を抑制する手法である。

亜鉛 (Zn)

亜鉛は人にとって必須元素で、欠乏すると味覚障害、皮膚粘膜の傷害などが起こる。また、過剰に摂取すると、銅などの必須元素の吸収を妨げることがある。水道水中の基準は1mg/ℓ、公共用水域の環境基準は0.03mg/ℓ、排水基準は2mg/ℓである。

悪臭物質

悪臭は一般に多種類の悪臭物質により構成されている。悪臭物質の代表的なものとして※アンモニア、※メチルメルカプタン、※硫化水素、※硫化メチル、※二酸化メチル、※トリメチルアミン、※アセトアルデヒド、※スチレン、※硫化ジメチル、硫化ジエチル、メチルアミン、エチルアミン、ブチレン、酪酸、アセトン、アクロレイン等が挙げられる。(※は「悪臭防止法」の特定悪臭物質として規制されている。)

アスベスト(石綿)

アスベスト(石綿)は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれている。

以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50(1975)年に原則禁止された。

労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

アルキル水銀 (R-Hg)

メチル基、エチル基などのアルキル基を持った有機水銀。水俣病で注目されたメチル水銀などの水銀中毒者は、手足のしびれ、言語及び運動障害等特有の症状を示すといわれている。公共用水域及び地下水の環境基準、排水基準とも「検出されないこと」となっている。

アンモニア (NH₃)

特有の刺激臭のある無色の気体で圧縮することによって常温でも液化する。人体への影響は粘膜刺激、呼吸刺激、腐蝕性があり、眼に入ると結膜浮腫などを起こす。労働環境における許容濃度は50ppmである。「悪臭防止法」による悪臭物質に指定されている。

アンモニア態窒素 (NH₃-N)

NH₃の形で存在する窒素をいう。蛋白質、尿素、尿酸などの有機性窒素の分解により生成するもので窒素系の汚染の消長を知る手がかりとなる。りん酸塩とともに富栄養化を促進する原因となるものである。

〔い〕

1,1-ジクロロエチレン

無色から淡黄色の透明な重い液体。芳香臭があり揮発性で、蒸気は空気より重い。水に難溶で有機溶媒に可溶、酸素と接触して過酸化物になる。公共用水域及び地下水の環境基準は0.1mg/ℓ、排水基準は1mg/ℓである。

1,1,1-トリクロロエタン

無色透明の不燃性液体、沸点74℃、比重1.35。揮発性で芳香臭があり、不燃溶剤で毒性は低い。生分解性は低いが、好気条件より嫌気条件で分解が進む。公共用水域及び地下

水的环境基準は1mg/ℓ、排水基準は3mg/ℓである。

1,1,2-トリクロロエタン

無色の液体、沸点113.8℃、比重1.44。水にわずかに溶け有機溶媒に可溶、揮発性で土壌吸着性は低く、大気中で光化学分解される。公共用水域及び地下水の環境基準は0.006mg/ℓ、排水基準は0.06mg/ℓである。

1,2-ジクロロエタン

無色透明の油状液体、揮発性、麻醉性を有する。沸点83.7℃、比重1.60。蒸気圧が高く大気へ移行しやすい。水道水中の基準、公共用水域及び地下水の環境基準は0.004mg/ℓ、排水基準は0.04mg/ℓである。

1,3-ジクロロプロペン

農薬。水より重い淡黄色の液体で揮発性を有し、沸点は約180℃である。水に溶けにくく、土壌に吸着されにくい。水道水中の基準は0.05mg/ℓ、公共用水域及び地下水の環境基準は0.002mg/ℓ、排水基準は0.02mg/ℓである。

1,4-ジオキサン

常温で無色透明の液体、沸点101℃、比重1.03。揮発性で水に溶けやすい。大気中で化学反応により分解されるが、水中では分解されにくい。水道水中の基準、公共用水域等及び地下水の環境基準は0.05mg/ℓ、排水基準は0.5mg/ℓである。

EPN

エチルp-ニトロフェニルホスホロチオネートの略で「水質汚濁防止法」において、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質に指定されている。

硫黄酸化物 (SO_x)

二酸化硫黄(SO₂、亜硫酸ガスともいう。)、三酸化硫黄(SO₃、無水硫酸ともいう。)などの硫黄の酸化物の総称で、燃料中の硫黄分の燃焼等に伴い発生する。二酸化硫黄の大気中の環境基準は日平均0.04ppm以下かつ1時間値が0.1ppm以下となっている。

育成天然林施業

コナラやクスギ等の天然林の抜き伐り(間伐)や伐った跡地に広葉樹等を植栽するなどして、人工的に天然林の機能を高める施業。

育成複層林

人によって保育などの管理がされた森林のうち、樹齢や樹高の異なる樹木によって構成された森林。

一次汚染物質

工場からのばい煙、粉じん、自動車の排出ガス等発生源から直接的に発生する汚染物質をいう。

一酸化炭素 (CO)

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。大気中の環境基準は、日平均値が10ppm以下1時間値の8時間平均値が20ppm以下となっている。

一酸化窒素 (NO)

窒素酸化物(NO_x)の項を参照。

一酸化二窒素 (N₂O)

京都議定書の対象ガスの一つ。亜酸化窒素、酸化二窒素ともいう。常温常圧では無色の気体。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、一酸化二窒素では約310倍である。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物は、「ごみ」と「し尿」に区分され、さらに、「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴い発生した「生活系一般廃棄物」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動により発生した「事業系一般廃棄物」に区分される。

EV・PHVタウン構想

経済産業省が電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)の普及に先進的に取り組む自治体をモデル的に選定し、普及モデルの確立を図り、全国への展開を目指すもの。本県は平成22年12月に選定された。

インタープリター(自然解説指導者)

自然と人間との間の通訳の役割を果たし、自然の発するメッセージを分かりやすく人々に伝える人のこと。自然公園や雑木林等の身近な自然のフィールドで、様々な体験・解説プログラムを通して環境教育を行う指導者の育成と活用システムの整備が急務となっており、行政と民間の双方で様々な取組が行われている。

インタープリテーション

本来は「翻訳」の意味。「自然解説」と訳されているが、自然物だけではなく、歴史文化遺産も含めた事物の意味を伝えること。

〔う〕

上乗せ排出基準

「大気汚染防止法」又は「水質汚濁防止法」の規定に基づき、総理府令で定める全国一律の排出基準又は排水基準に代えて適用する基準で、都道府県が地域の実情に応じ条例で定める。

〔え〕

栄養塩類

植物プランクトンや海藻が増殖するために必要な物質で、けい素、りん、窒素等の塩類の総称である。

エコアクション21 認証・登録制度

中小企業者等の幅広い事業者に対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、認証・登録制度のこと。

エコスラグ

一般廃棄物や下水汚泥を1,200度以上の高温で溶融し、冷却固化して製造する溶融スラグは道路工事などの土木資材等として有効利用することができ、これを「エコスラグ」と呼ぶ。

エコツーリズム

自然の営みや人と自然との関わりを対象とし、それを楽しむとともに、その対象となる地域の自然環境や文化の保全に責任を持つ観光のやり方。

エコドライブ

環境に配慮した自動車の運転方法のこと。急発進・急停車をしない、空ぶかしをしない、無駄なアイドリングをしない、といった取組により省エネルギーを図る。

エコ農業とちぎ

化学肥料や農薬の使用などによる環境負荷の低減に配慮した農業に、「地球温暖化防止」「生物多様性の維持・向上」「安全・安心・信頼性の確保」を加えた総合的な取組。

エコマーク

環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルの一種。商品類型ごとにエコマーク商品として認定されるための基準があり、専門家による審査委員会が基準を満たしているか確認し、認定が行われる。

SS（浮遊物質）

水に溶けずに浮遊している物質で、水の濁りの原因となり魚介類に付着し、川底に沈積して流れを悪くする。

ESCO事業（ESCO・Energy Service Company）

工場やビルなどがエネルギー設備を省エネルギー型に改修し、改修費用をエネルギー節約分の一部で賄うしくみの事業。設備を改修する側と改修される側の両者にメリットがあり、ひいては地球温暖化防止に貢献する。

塩化水素（HCl）

無色の刺激臭の強い気体で、これが水に溶解したものを塩酸という。金属溶解性が強く腐食性物質である。大気中には塩化ビニールの燃焼等に伴い放出される。

塩素（Cl₂）

常温では緑黄色の気体で特有の強い刺激臭を持ち、水にはわずかに溶解する。容易に液化できるためボンベ又はタンクに入れて取り扱われ、化学、製薬、金属、精錬、製紙等の工業及び上水道での消毒等にも広く用いられる。また、強い毒性を持ち、眼、鼻、のど等に障害を与える。

〔お〕

オキシダント（O_x）

オゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの酸化性物質の総称である。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線によって光化学反応を起こした結果生成するオキシダントは光化学オキシダントとも呼ばれ、その大部分はオゾンで、光化学スモッグの原因物質といわれている。光化学オキシダントの環境基準は1時間値が0.06ppm以下となっている。

オゾン（O₃）

酸素の同素体で、大気中の酸素が紫外線、雷光等によって反応し生成する。光化学スモッグに関連し、粘膜を刺激したり、植物被害、ゴムの劣化を起こす汚染物質として注目されている。

オゾン層

地上から約10～50km離れた成層圏には、オゾン濃度が高い場所がある。その層をオゾン層といい、太陽からの有害な紫外線を吸収して、地上の生物を紫外線から守る「宇宙服」の役割を果たしている。

オゾン層破壊係数（ODP・Ozone Depletion Potential）

大気中に放出された物質がオゾン層に与える破壊効果を、CFC11（CCl₃F）を1.0として相対値として表したものを、

オゾンホール

オゾン層が破壊されて穴のようになっている部分。南極大陸での10数年の観測でここ数年、8～10月にこの現象が起こっていることが確認され、人間が使うフロンガスによるオゾン層の破壊との関連が注目されている。

汚濁負荷量

河川水を汚濁する物質の総量をいい、汚濁負荷量＝水質×水量によって計算される。

汚泥

工業廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造行程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のもののすべての総称である。

音風景

人々が地域のシンボルとして大切に、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境のことをいう。

平成8（1996）年7月に「日本の音風景100選」が選定され、本県でも栃木市の「太平山あじさい坂の雨蛙」が認定された。

温室効果ガス

二酸化炭素、水蒸気、フロンガスなど、大気中に存在し、地表面から宇宙空間に放出される熱を吸収するガス。大気中濃度が上昇すると必要以上の熱が蓄積され、地球温暖化の原因になるといわれている。

〔か〕

カーボンオフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部をほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせるという考え方。

外来種

人間の活動によって植物や動物が移動し、それまで生息していなかった地域に定着し、繁殖するようになった種のこと。

かおり風景

人々が心地よいと感じることができるかおりで、地域の自然や文化などに関わりのある風景とあわせて将来に残していきたい環境のことをいう。

平成13（2001）年10月に「かおり風景100選」が選定され、本県でも日光市の「今市竜蔵寺の藤と線香」と「日光霧降高原のニコウキスゲ」、那須町の「那須八幡のツツジ」が認定された。

活性汚泥法

有機性汚水に空気を吹き込むとその汚水に適した好気性の微生物が繁殖し、フロックを形成するようになる。通気を止めるとフロックは急速に沈降し、透明な処理水が得られる。この現象を利用して汚水を浄化する方法を活性汚泥法という。

カドミウム（Cd）

銀白色の軟らかい金属で亜鉛とともに産出され、カドミウムメッキや溶けやすい合金の原料として用いられる。慢性中毒になると腎臓障害、骨変化等を起こし、イタイイタイ病の一要因として注目された。水道水中の基準並びに公共用水域及び地下水の環境基準は0.003mg/ℓ、排水基準は0.03mg/ℓである。

環境影響評価（環境アセスメント）

大規模な開発行為等を行う前に、事業の実施が環境に及ぼす影響について十分な調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正な配慮を行う制度。

環境学習

人と環境のかかわりについての知識や体験を通して、環境のしくみや現在の環境の状況についての理解と認識を深めることで、将来にわたり豊かな環境の恵みを受けるために、自発的な責任ある行動がとれるようにするための学習。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であり、環境施策に係る行政目標のことである。環境基準は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について決められている。

環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画。平成30(2018)年に第5次計画が閣議決定された。

環境月間

昭和47(1972)年6月にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において「人間環境の擁護、向上は人類の至上の目標である」として、「人間環境宣言」が採択され、環境問題が世界共通の重要な問題として認識されることになった。これを記念して、国連では6月5日を「世界環境デー」とし、毎年この日に世界的な活動を行うことになった。我が国では平成3(1991)年度以降、6月を「環境月間」として諸行事が実施されている。

なお、平成5年11月に制定された環境基本法において、6月5日が「環境の日」と定められており、キャンペーン等が展開されている。

環境への負荷

「環境基本条例」では、「人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されている。あわせて、「人間社会の規模が巨大になるにつれ、環境から取り入れる有用物の量、環境に捨てる不用物の量が自然の復元能力を超え、その結果、供給源及び吸収源としての環境が次第に損なわれつつある。このため、自然の回復能力、復元能力を超える部分について、これを低減させるための施策を講じていくことが必要である」との認識が示されている。

環境放射能

自然界に存在する放射能や人間の活動によって造り出された人工放射能など、人間や生物等の身の回りに存在する放射能。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業。

環境マネジメントシステム

「環境保全に関する取組を進めるための体制や手続き等の仕組み(ルール)」のことで、通常、EMS(Environmental Management System)と呼ばれる。

環境容量

排出された環境汚染物質が環境の浄化作用によって浄化する限界があるものとし、その限界を環境容量あるいは環境受容能力という。また、環境基準と同じ意味で使われることもある。

間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

【き】

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

地球温暖化の予測、影響、対策等について科学的・技術的な観点から最新の知見をまとめ、地球温暖化に対応する政策決定に科学的な基盤を与えることを目的として、国連環境計画(UNEP)及び世界気象機関(WMO)が共催して1989年に設置されたものである。

気候変動枠組条約締約国会議(COP)

COPはConference of Partiesの略。1995年3月～4月にベルリンで第1回締約国会議(COP1)を開催。1997年12月に京都で開催されたCOP3では、地球温暖化対策のあり方を規定する京都議定書が採択された。

希少種

存続基盤が脆弱な種又は亜種。現在のところ絶滅危惧種にも危惧種にも該当しないが、生息条件の変化によって容易にこれらのランクに移行する要素を有するもの。

規制基準

工場等から排出される汚水、ばい煙及び発生する騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的数値は、各法令に定められている。

揮発性有機化合物(VOC)

「大気汚染防止法」では、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)と定義されている。

逆転層

大気の温度は、一般に高さが増すと低くなるが、これが逆に高くなっている気層の状態があり、これを大気の逆転層という。逆転層内の気層は安定であるため、煙の拡散は悪くなり、スモッグの原因となる。

98%値

微小粒子状物質や二酸化窒素の長期的評価による環境基準適合を判定するときに用いる値であり、年間における測定値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値。ただし、1時間値の欠測が4時間を超える日の日平均値は用いない。

京都議定書

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書で、2005年2月16日に発効した。

2008～12年の第一約束期間における温室効果ガスの削減数値目標(日本6%、EU8%など)を約束し、日本は目標を達成した。

なお、2013～20年の第二約束期間については、日本は不参加を表明している。

京都議定書目標達成計画

京都議定書で義務付けられた温室効果ガスの削減目標達成に向けた政府が策定した計画である。京都メカニズムの活用や、森林整備等の吸収源対策についても規定されている。

共同実施(JI)

Joint Implementation(JI)。京都議定書による京都メカニズムの一種類。議定書の削減約束を達成するに当たって、先進国同士が温室効果ガスの排出削減・吸収増進事業を共同で行い、その結果生じた削減量・吸収量を当事国の間で分配することのできる制度。

京都メカニズム

京都議定書において導入された、国際的に協調して数値目標を達成するための制度。国際排出量取引(International Emissions Trading)、共同実施(JI)、クリーン開発メカニズム(CDM)の3種類がある。

【く】

空間放射線量率

空間放射線量率:空間中のγ線(※)量を測定したもので、1時間あたりのマイクロシーベルトで表示される。

(単位:μSv/時)

※γ線とは、放射線の一つ。原子核からα線やβ線が出たあとに残ったエネルギーが電磁波の形で出てくるもの。物を透過する能力が高い。

クリーン開発メカニズム(CDM)

Clean Development Mechanism(CDM)。京都議定書による京都メカニズムの一種類。議定書の削減約束を達成するに当たって、先進国が、途上国において排出削減・植林事業を行い、その結果生じた削減量・吸収量を「認証された排出削減量(クレジット)」として事業に貢献した先進国等が獲得できる制度。途上国にとっては投資と技術移転がなされるメリットがある。

グリーン購入・調達

商品やサービスを購入する際に、その必要性をよく考え、値段や品質だけで選択するのではなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入・調達すること。

グリーンコンシューマー

消費者が、環境に配慮した商品を選択することによって、販売店やメーカーにエコ商品を販売、製造することを促し、市場全体をグリーン化するための消費者行動をいう。また、そのような行動をする消費者そのものを示すこともある。

グリーンツーリズム

農村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。近年の都市住民の自然・ふるさと志向と、豊かな村づくりを進めようとする農村の思いを背景にして、稲刈り等の農業体験など、様々なメニューが開発されている。

クローズドシステム

排水を完全に浄化し循環使用し排水等を外部に出さずに再利用するシステムをクローズドシステムという。

クロム (Cr)

空気及び湿気に対して極めて安定であり、酸化されにくい硬い金属であり、日用品、装飾品をはじめとして広くめっきに利用されている。クロム化合物のうち、三価クロムはほとんど毒性がないが、六価クロムは極めて毒性が高い。六価クロムの水道水中の基準並びに公共用水域及び地下水の環境基準は 0.05mg/l、排水基準は 0.5mg/l である。

クロロエチレン

塩化ビニルモノマーともいう。常温で無色透明の気体、沸点 -13℃、比重 (液体) 0.9。揮発性で特徴的な臭いがある。地下水の環境基準は 0.002mg/l である。

【け】

景観行政団体

景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体 (都道府県、政令市、中核市及び同法第 98 条に基づき都道府県と協議をした市町村) をいう。(景観法第 7 条第 1 項参照)

景観計画

景観行政団体が、景観法に基づき、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画をいう。(景観法第 8 条参照)

形質変更時要届出区域

「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染は存在するが、その摂取経路がないため、直ちに汚染の除去等の措置を講ずる必要がない区域をいう。

K 値規制

煙突の高さに応じて硫酸化物の許容排出量を定める規制方式で、K の値が小さいほど厳しい基準となる。なお、具体的数値は、「大気汚染防止法」で定める地域ごとに政令により定められている。

下水道

トイレの水洗化、公共用水域の水質保全などを目的として、生活排水、工場排水を集めて、処理する施設を下水道といい、公共下水道、流域下水道がある。また、雨水排除を目的とした都市下水路も下水道の 1 つである。

さらに、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽も広い意味での下水道といわれている。

健康項目

環境基準のうち、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい項目。公共用水域についてカドミウム等 27 項目が、地下水についてカドミウム等 28 項目が定められている。

建設廃棄物

建設副産物のうち、廃棄物処理法に規定する廃棄物をいう。アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物などが主たる内容である。

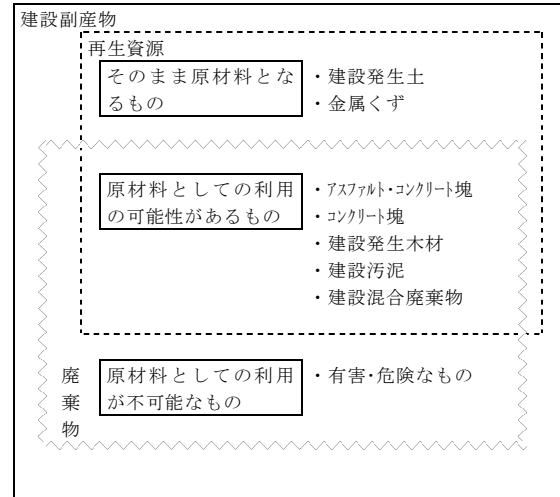
建設発生土

建設工事に伴って発生する土砂類をいう。

建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られるものを総称していい、廃棄物処理法により廃棄物として定義されるものと、原材料として利用可能な再生資源に分けられる。

〈建設副産物、廃棄物、再生資源の関係〉



【こ】

広域大気汚染

影響が数県にわたるような大気汚染をいう。光化学スモッグ、酸性雨はその例である。

公害

公害とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。(環境基本法第 2 条第 3 項)

公害防止協定

地方公共団体と企業、住民団体と企業などの間で、公害防止のために必要な措置を取り決める紳士協定のことをいう。地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施するのに適するため、法律や条例の規制と並ぶ有力な公害防止対策上の手段として広く利用されている。

光化学オキシダント

オキシダントの項を参照。

光化学スモッグ

大気中に存在する炭化水素、窒素酸化物などが紫外線の作用を受け新しい物質が生成される。この二次生成物のうち、オゾン、PAN (パーオキシアセチルナイトレート) 等をオキシダント (酸化性物質) と総称し、これが特殊な気象条件のもとでスモッグを発生させる。このスモッグが光化学スモッグと呼ばれ、目のチカチカ、のどの刺激等の症状や植物被害を発生させる。

降下ばいじん

大気中から雨水とともにあるいは単独に地面に降下したばいじんをいい、その量は、t/km²/月で表される。

公共用水域

公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路 (下水道法第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第 6 号に規定する終末処理場を設置しているもの (その流域下水道に接続する公共下水道を含む。) を除く。) をいう。

コカナダモ

関東以西の湖沼、河川などの浅い水中に群生する沈水性の多年草。アメリカ北東部原産で昭和初期にもたらされた帰化植物。低温や水流に耐え、そのまま越冬する。茎葉は切れやすいが、繁殖力が強く、切れた茎葉がそのまま根付いて増える。生育時には栄養塩類を吸収し、水質浄化作用があると考えられるが、枯れると湖底に堆積し汚濁の原因となる。

国際排出量取引

京都議定書による京都メカニズムの一種類。議定書の削減約束を達成するに当たって、先進国同士が、温室効果ガスの排出枠の一部を取引することができる制度。

国内クレジット制度

国内クレジット制度は、排出量取引の国内統合市場の試行的実施の仕組みの1つ。大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組み。

コージェネレーション・システム (Co-Generation System)

コージェネレーションとは、燃料を燃やして得られる熱を動力や電力に変えると同時に、その排熱（未利用熱）を熱源として暖房・給湯などにも利用するシステムで、総合エネルギー効率（省エネルギー効果）が極めて高いのが特徴である。

固定価格買取制度 (Feed-in Tariff, FiT, Feed-in Law, FiL)

エネルギーの買い取り価格を法律で定める方式の助成制度である。固定価格制度、フィードインタリフ制度、電力買い取り補償制などと呼ばれる。地球温暖化への対策やエネルギー源の確保、環境汚染への対処などの一環として、主に再生可能エネルギーの普及拡大と価格低減の目的で用いられる。

固定発生源周辺

有害大気汚染物質モニタリング調査にかかる測定地点の属性には一般環境、固定発生源周辺及び沿道があり、固定発生源周辺は大規模な発生源により影響を受ける可能性のある地域等、直接的な影響の程度の把握を目的とした測定地点。物質ごとに一定量以上の優先取組物質の排出が見込まれる事業所等から最大5km以内にある測定地点に対して付与される。

こどもエコクラブ

子どもたち（幼児～高校生）が地域の中で、主体的に環境学習及び環境の保全に関する活動を行うクラブで、環境省が後援し、(公財)日本環境協会が主催している。

コンポスト

生ごみや落ち葉、わらのような植物等の有機物を、土中の微生物を利用して発酵・分解して堆肥化すること。

〔さ〕

サーマルリサイクル

廃棄物から熱エネルギーを回収し、焼却施設や近隣施設の冷暖房や温水施設、農業などの熱源として利用する方法や技術のことをいう。

最終処分

最終処分場に廃棄物を埋め立てること。最終処分に当たっては、あらかじめ廃棄物の破碎、選別、脱水、焼却等による減量化、無害化等をする必要がある。

最終処分場

一般廃棄物又は産業廃棄物を埋め立てるための場所、施設及び設備の総体をいう。産業廃棄物の最終処分場については、廃棄物処理法に基づき、「安定型」、「管理型」及び「遮断型」の3つの種類に区分され、それぞれ埋め立てることができる産業廃棄物の種類、構造基準及び維持管理基準が定められている。

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の20種類に該当する廃棄物をいう。廃棄物処理法では、産業廃棄物は、排出事業者が責任を持って、自ら処理することが原則とされている。

酸性雨

大気中の硫酸酸化物や窒素酸化物等が雨などに溶けこんで地表に降下する現象を湿性沈着といい、一般にpH5.6以下のものを酸性雨と呼んでいる。

〔し〕

シアン化合物 (CN化合物)

青酸（シアン化水素）及びその塩類の総称である。呼吸困難となり人が数秒で死ぬほどの猛毒で致死量0.06gといわれている。めっき工場や鉱山などの青酸化合物を使用する事業場からの廃液に含まれ公害の原因となる。水道水中の基準は0.01mg/l、公共用水域及び地下水の環境基準は「検出されないこと」、排水基準は1mg/lとなっている。

シーベルト (Sv)

人体が放射線を受けたとき、その影響の度合いを測るものさしとして使われる単位。放射線を安全に管理するための指標として用いられる。

1シーベルト=1,000ミリシーベルト=1,000,000マイクロシーベルトを意味する。

四塩化炭素 (CCl₄)

無色透明の液体、水に難溶、沸点76.7℃、比重1.63。揮発性で大気中で安定、オゾン層破壊の原因物質の1つである。水道水中の基準並びに公共用水域及び地下水の環境基準は0.002mg/l、排水基準は0.02mg/lである。

COD (化学的酸素要求量、Chemical Oxygen Demand)

湖沼、海域などにおける有機物などによる汚れの度合いを示す指標であり、水中の有機性汚濁物質が化学的に分解されるときに必要な酸素の量で、この数値が大きいくほど水質汚濁が進んでいる。

ジクロロメタン

無色透明の芳香のある水より重い液体。沸点40℃、不燃性、非引火性、湿気により加水分解する。水道水中の基準並びに公共用水域及び地下水の環境基準は0.02mg/l、排水基準は0.2mg/lである。

シス-1,2-ジクロロエチレン

無色透明の液体で、芳香臭、刺激性、揮発性がある。蒸気は空気より重く水に難溶であるが、有機溶剤に自由に混合される。公共用水域の環境基準は0.04mg/l、排水基準は0.4mg/lである。なお、水道水中の基準及び地下水の環境基準は、1,2-ジクロロエチレンについて0.04mg/lである。

自然環境保全協定

大規模に行われる開発に係る自然環境の保全を図るため、貴重な動植物の生息・生育環境を有する事業地で一定規模以上の土地の形質の変更を伴う行為を行う場合に、必要に応じて、貴重な動植物の生息・生息環境への影響を回避、低減、代償するための具体的な措置を定めた協定。「自然環境の保全及び緑化に関する条例」第26条の規定により締結する。

自然環境保全地域

高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、自然的社会的諸条件から見て、その自然環境を保全することが特に必要な地域として、「自然環境保全法」又は「自然環境の保全及び緑化に関する条例」に基づき指定した地域をいう。

自然公園

すぐれた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいい、国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類がある。

下刈

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

湿性大気汚染

酸性雨による大気汚染のこと。酸性雨の項を参照。

湿性沈着

酸性雨の項を参照。

指定揚水施設

栃木県生活環境の保全等に関する条例において、動力を用いて地下水を採取する施設であって、揚水機の吐出口の断面積が6cm²を超えるものをいう。

自動車排出ガス

自動車のエンジンの燃焼排出ガスをいう。自動車排出ガス中には一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素粒子状物質等の有害物質が含まれており、環境に与えている影響は大きい。

地盤沈下観測所

地盤沈下がどの深さにおいて、どの程度の速さで生じているか、また、地下水位の状態はどのようになっているかを観測するための井戸を設置している観測所。

シマジン

農薬。白色の結晶、水及び有機溶剤にも溶けにくく、自然環境中では比較的安定である。水道水中の基準、公共用水域及び地下水の環境基準は 0.003mg/ℓ であり、排水基準は 0.03mg/ℓ である。

シミュレーション (Simulation)

模擬実験のこと。社会現象テスト、自然現象の観察、工場団地の計画など、実際に自由に試してみるのことができないことを、実際とよく似たモデルを作り、コンピュータ等を使って実験してみる。

臭気指数

人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を判定する嗅覚測定法による規制の指標。事業場で採取した空気や水を無臭空気(水)で希釈して、人がにおいを嗅ぎ、においを感知しなくなったときの希釈倍率から算出する。

重金属

比重 4.0 以上の金属。水銀、カドミウム、銅、鉛、クロム等生体に入ると微量でも有害なものが多い。

住宅性能表示制度

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく制度であり、10 項目の設計・施工について評価し、住宅の性能を等級により明示するもの。室内の温度や冷暖房時の省エネルギーの程度等について「温熱環境」の項目で評価される。

シュレッダーダスト

廃自動車や廃家電製品を破碎し、比重の大きい鉄スクラップと非鉄金属スクラップを選別回収した後の、プラスチック・ガラス・ゴムなど比重の小さいものからなる廃棄物をいう。

浄化槽

トイレと連結してし尿及びこれと併せて厨房排水や洗たく排水などの生活雑排水を処理し、公共下水道以外に放流するための設備。合併処理浄化槽ともいう。なお、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、平成 12(2000)年の浄化槽法の改正により新設が禁止された。

消化ガス

消化ガスはバイオガスの一種で、下水処理場において下水汚泥の嫌気性発酵により発生するもの。主成分はメタンで天然ガスの代替のほか、水素を作り出し発電に利用されるなど再生可能エネルギーの 1 つとして注目されている。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

自然界における窒素循環の一化学形態。硝酸塩及び亜硝酸塩は一方の形態から他方の形態へと変わる。土壌・水・植物中に広く存在している。水道水中の基準並びに公共用水域及び地下水の環境基準は 10mg/ℓ である。

新エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称をいう。新エネルギーには、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池等のエネルギーの新しい利用形態も含まれる。

新交通システム

専用軌道部分を走行するタイプの新しい公共交通機関で、軌道敷内への自動車乗り入れ規制や乗り降りのしやすい低床車両の導入などにより大幅に走行性・快適性を向上させた路面電車などがある。

森林ボランティア

植林、間伐などの森林づくり活動や、森林環境学習などの森林・林業に関する普及啓発活動をボランティアで行う個人及び団体をいう。

【す】

水域類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の基準については、利水目的に応じた水域類型ごとに環境基準値が定められており、各公共用水域に水域類型のあてはめを行うことにより当該水域に環境基準値が適用される。

水温躍層

湖沼の夏の水温を表面から深部にかけて計ると、表面で

は水温が高く深層では低い、その間のある層で温度が急に低下するところがある。この層を水温躍層といい、これより上層を表水層、下層を深水層という。

水銀 (Hg)

重金属のひとつで有毒。蒸気を吸入したり皮下呼吸すると全身中毒を起こす。公共用水域及び地下水の環境基準は 0.0005mg/ℓ であり、排水基準は 0.005mg/ℓ である。

水準点

水準測量によりその標高を決定してある点。日本では、全国の国道、県道沿いに約 2 km おきに 1 等水準点が設置され、その標高が 0.1 mm 単位まで決定されている。

水生生物

水生生物は、生息場所、移動力の大小により、底生生物(底泥中で生活するもの)、遊泳生物(遊泳して生活するもの)、浮遊生物(プランクトン、水に浮いて生活するもの)などに分類される。この底生生物のうち動物を特に底生動物という。

ストレーナー (Strainer)

地下水の採取による帯水層の崩壊や砂の流入を防止するために井戸のケーシング(鋼管)に設けた穴あき管をいう。

スラッジ(汚泥)

一般的に下水処理や工場等の排水処理により、水中の浮遊物質が液体から分離したものをいう。

3R (スリー・アール)

環境への負荷の少ない循環型の社会を形成するための廃棄物等に対する 3 つの取組である「発生抑制 (Reduce)」「再使用 (Reuse)」「再生利用 (Recycle)」のこと。これらの頭文字をとって「3R」という。

【せ】

生活環境項目

環境基準のうち、生活環境を保全するうえで維持することが望ましいとされる項目で次の項目がある。

pH、BOD、COD、SS、n-ヘキサン抽出物質(油分)、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、大腸菌群数、窒素、りん。

生息地等保護区

希少な野生動植物の生息・生育環境を保全するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定された地域をいう。

生態系

生物群集(植物群落と動物群集)及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された系をいう。

生物多様性

「生物多様性」とは、すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場の如何を問わない。)の間の変異性をいうものであり、①多様な生態系が存在するという「生態系の多様性」、②多様な種が存在すること、すなわち、全地球的に種の絶滅が防止され、個々の生態系が多様な種から構成されているという「種間の多様性」、③同じ種においても、多様な地域的個体群が存在することを含め、同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性」3つのレベルの多様性をいう。

絶滅危惧種

絶滅の危機に瀕している種または亜種。もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続が困難なもの。

絶滅種

わが国ではすでに絶滅したと考えられる種または亜種。

セレン (Se)

灰色の光沢のある固体、室温で安定しており、多くの金属、非金属元素とセレン化合物をつくる。水道水中の基準及び公共用水域及び地下水の環境基準は 0.01mg/ℓ、排水基準は 0.1mg/ℓ である。

【た】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類という。物の燃焼に伴い非意図的に生成し、廃棄物焼却炉などから排出される。

環境基準は大気 0.6pg-TEQ/m³、水質 1 pg-TEQ/ℓ、水底の底質 150pg-TEQ/g、土壌 1,000pg-TEQ/g である。

大気汚染物質

大気汚染物質は、その発生の条件によって、種類や性状を異にし、気体状のもの、固体状のものあるいは液体状のものなどがある。気体状のものは、硫酸化合物、窒素化合物、ふっ化水素、塩化水素、塩素、炭化水素等があり、固体状のものは、ばいじん、粉じん、また、液体状のものは、硫酸ミスト等がある。

代替フロン

オゾン層を破壊するフロン類に替わり使用される物質。炭素、水素、ふっ素の化合物である「ハイドロフルオロカーボン」(HFC)などが上げられる。オゾン層は破壊しないが、温室効果の大きい物質である。

大腸菌群数

環境基準や排水基準にも設けられている項目であり、大腸菌の存在は、水が人畜のし尿などで汚された証拠であり、その数は、汚染の程度を示す一指標である。

太陽光発電

シリコンなどの半導体に光が当たると電気が発生するという光電効果を応用した太陽電池を使用して、太陽光から直接電気を発生させる仕組みである。太陽光発電は、日射が得られる場所であれば発電し、騒音や振動をほとんど発生せず、また発電に伴う排出物がないなどの利点を持っている。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

荷重等価持続知覚騒音レベル。航空機騒音の環境基準評価に用いられる単位。

炭化水素 (HC)

炭素と水素を含んだ有機化合物の総称である。大気汚染上問題にされる炭化水素は、エチレンを代表とするオレフィン系炭化水素で光化学スモッグの生成に寄与していると考えられている。主な発生源は、自動車、石油精製工場、塗装工場等である。

[ち]

地域内循環システム

有用な廃棄物(循環資源)を地域内の事業者などの連携で効率的に利用するシステムのこと。

チウラム

農薬。白色の結晶、比重 1.29、融点 155℃、水には溶けにくい。酸性条件下で水及び土壌中において分解する。水道水中の基準は 0.02mg/ℓ、公共用水域及び地下水の環境基準は 0.006mg/ℓ、排水基準は 0.06mg/ℓ である。

チオベンカルブ

農薬。無色から淡黄色の液体、比重 1.16、融点 3.3℃、水に溶けにくく有機溶媒に溶ける。土壌に吸着されやすく、塩素により分解する。水道水中の基準、公共用水域及び地下水の環境基準は 0.02mg/ℓ、排水基準は 0.2mg/ℓ である。

地下水盆

1つの大規模な帯水層又は帯水層群の分布地域をいい、この地域内の地下水は、1つの連続した地下水貯水池のような性質を示す。日本の被圧地下水盆は、多くの場合下部洪積層が連続して分布するたい積盆地に相当するところが多い。

地下水面

地下水本体の上表面、すなわち土中のすきまが水で完全に飽和した部分の上表面。地下水面を有する地下水体を自由地下水(不圧地下水)と呼び、その地下水面を自由地下水面(不圧地下水面)という。

地球温暖化

化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、近い将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

1990年 から 2100年 までの間に、地球の平均地上気温は 1.4~5.8℃ 上昇し、海面水位は 9~88 cm 上昇すると予測されている。

地球温暖化係数 (GWP)

個々の温室効果ガスが地球温暖化に与える効果を二酸化炭素(CO₂)を 1.0 として相対値として表したものの。

地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「助言・相談活動」「調査活動」「情報提供活動」などを

行なう機関であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、知事によって指定される。栃木県では平成 15 (2003) 年度に指定されている。

地球温暖化防止活動推進員

地域における地球温暖化の現状や対策に関する知識を持ち、地球温暖化防止の活動を助言・支援するなど、地域において地球温暖化防止活動の推進役として「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、知事が委嘱した人たちのこと。本県では、平成 15 (2003) 年度から委嘱を始めている。

地区計画

まとまりのある「地区」を対象として、住民の意向を反映しながら、市町村が地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物を規制・誘導し、住みよい特色のある街づくりを総合的に進めるための制度。(都市計画法第 12 条の 4、第 12 条の 5 参照)

窒素酸化物 (NOx)

物の燃焼の際、空気中に含まれる酸素と窒素から発生する。高温になるほどその発生量は多くなる。また燃料の成分中の窒素分も燃焼の際、窒素酸化物になる。近年は長期的に減少傾向にあり、その主な発生源は工場と自動車である。一酸化窒素、二酸化窒素などがあり、二酸化窒素の大気中の環境基準は一時間値の一日平均値が 0.04ppm~0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であることとなっている。

中間処理

リサイクルの一環又は最終処分の前処理として、破碎、選別、脱水、焼却等により、廃棄物の減量化、無害化等を行うこと。

長期優良住宅建築等計画認定制度

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置について、住宅の建築及び維持保全に関する計画を申請し認定を受ける制度。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図るために、環境大臣又は都道府県知事が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいて指定する。鳥獣保護区の中では、鳥獣を捕獲することができないほか、土地所有者等は、環境大臣又は都道府県知事が当該土地又は立木竹に営巣、給餌施設等を設置することを拒むことができない。

長伐期施業

従来の主伐林齢(スギの場合 40 年程度)の概ね 2 倍に相当する林齢を超えた時点以降に主伐を行う森林施業。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準の一つ。LAS として知られ、約 8 割が家庭の洗濯用洗剤に使用される。環境基準値は水域類型によって異なり、河川及び湖沼では 0.02~0.05mg/ℓ である。

[て]

TEQ (毒性等量)

ダイオキシン類は種類によって毒性の強さが異なるが、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するために、最も毒性が強いとされている「2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン(TCDD)」の毒性を 1 とし、この毒性に比較して定められた種類ごとの係数を乗じて合計したものをいう。

DO (溶存酸素、Dissolved Oxygen)

水質汚濁に係る環境基準にも設けられている項目であり、一般に液相中あるいは水中に溶解している分子状酸素をいう。溶存酸素の量は水温や気圧、他の媒質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガスに含まれる人体への有害物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などをいう。

底質

河川、湖沼及び海洋の水底に堆積した土砂や泥をいう。底質は生物の分布を左右する最も重要な環境要因の 1 つである。

T D I (耐容一日摂取量)

長期にわたり体内に取り込むことにより健康影響が懸念される化学物質について、その量までは人が一生にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される1日体重1kg当たりの摂取量をいう。

テクノロジーアセスメント

技術再点検制度、技術革新の再調整とも訳され、あるいは、政策決定のための技術の総合評価とも訳される。新技術、新物質などの開発に当たっては、それが人間社会や環境にどのような影響を及ぼすかを調査、評価、監視し、広い視野から総合的体系的に検討して、政策決定に持つていくとするものである。

デシベル (dB)

音の強さなどの物理量をある標準的な基準量と対比して、相対的な比較検討を行うのに用いる単位。騒音や振動等のレベルを表すのに用いる。

テトラクロロエチレン

無色透明の液体、水に不溶、不燃性、沸点 121℃、比重 1.62。揮発性で生物分解性が低く、有機物含有量が多い土壌には吸着されるが一般には吸着性が低い。水道水中の基準並びに公共用水域及び地下水の環境基準は 0.01mg/ℓ、排水基準は 0.1mg/ℓ である。

テレメータシステム

各地に設置した測定局と監視センターとの間でデータ通信を行い、測定データを収集するとともに、データの蓄積、加工及び提供を行うシステム。

典型7公害

社会的に公害と呼ばれる事象は、範囲が広く、建築物による日照の阻害、道路照明等の人工光源による農作物被害、電波障害等も公害と呼ばれている。典型7公害とは「環境基本法」で規定されている公害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭をいう。

[と]

銅 (Cu)

過剰に摂取すると慢性中毒等を起こす。また、水中の銅イオンは水生生物(甲殻類等)に対して強い有害性を示す。銅塩は、繊維、なめし、写真、彫刻、電気めっき、殺虫、殺菌など多くの分野において用いられている。排水基準は 3mg/ℓ である。

等価騒音レベル (L Aeq)

ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもので、11年4月から環境基準の改定により、従来の中央値に変わる評価方法となった。

透明度

水の汚れの程度を透明さで示すもので、セッキ円板と呼ばれる直径約30cmの白い円盤を水中に沈め、上から円板が見えなくなる深さをmで示す。

特定悪臭物質

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出の規制を目的とした悪臭防止法第2条において、「アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で定めるもの」と規定され、同法施行令第1条により定められており、現在、22物質が特定悪臭物質となっている。

特定建設作業

「騒音規制法」及び「振動規制法」の規制対象になっている作業で、建設作業として行われる作業のうち、くい打機、びょう打ち機を使用する作業など著しい騒音と振動を発生する作業をいう。

特定建設資材

建設資材のうち、「建設リサイクル法」で定められ、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいう。

特定建設資材廃棄物

特定建設資材が廃棄物となったものをいう。

特定施設

「水質汚濁防止法」では、汚水等を排出する施設として環境省令で定めるものをいう。また、「栃木県生活環境の保全等に関する条例」では公害規制法令の規制の対象になっている施設で、汚水等を排出する施設、騒音、振動を発生する施設等をいう。

特定有害物質

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」では、農用地の土壌に含まれることに起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されるおそれがある物質として、カドミウム及びその他化合物、銅及びその他化合物、砒素及びその他化合物が定められており、「土壌汚染対策法」では、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、トリクロロエチレン等の26物質が定められている。

特別管理一般(産業)廃棄物

一般(産業)廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

吐出口断面積

地下水をくみあげる揚水機(ポンプ)本体から吐出される水が最後に通る部分の断面積を示す。

とちの環県民会議

県民、民間団体、事業者及び行政機関が一体となって、環境保全に向けた調査研究、情報の整備・提供、普及啓発、要望・提言などの活動を担うため、15(2003)年度に設立された組織のこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地域協議会」を兼ねている。

トリクロロエチレン

無色透明の液体、水に難溶、有機溶媒に可溶、沸点 86.7℃、比重 1.46。中枢神経に抑制作用、高濃度で麻酔作用がある。水道水中の基準及び公共用水域及び地下水の環境基準は 0.01mg/ℓ、排水基準は 0.1mg/ℓ である。

トリハロメタン

メタン(CH₄)の4つの水素原子のうち3個が塩素や臭素などのハロゲン原子で置き換わった化合物である。具体的には、クロロホルム(CHCl₃)、ブromोजクロロメタン(CHBrCl₂)、ブromオホルム(CHBr₃)、ジブromオクロロメタン(CHBr₂Cl)の4物質が代表的な物質である。これらのトリハロメタンは水道原水中に含まれるフミン質等の有機物質が浄水処理の過程で注入される塩素と反応して生じる。

トリハロメタン生成能

一定の条件下でその水が持つトリハロメタンの潜在的な生成量をいい、具体的には一定のpH(7±0.2)及び温度(20℃)において、水に塩素を添加して一定時間(24時間)経過した場合に生成されるトリハロメタンの量で表される。

[な]

75%値

BODやCODの環境基準適合状況を判定するときに用いる。年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目(nは、日間平均値のデータ数)のデータ値が75%値である。(0.75×nが整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値とする。)

鉛 (Pb)

融点が低く、非常に軟らかく加工しやすく、そのうえ耐蝕性に富んでいる。鉛は、蓄積性毒があり、水道水中の基準、公共用水域及び地下水における環境基準は 0.01mg/ℓ、排水基準は 0.1mg/ℓ である。過去において自動車排出ガスからの鉛の放出が問題になった。

[に]

二酸化硫黄 (SO₂)

硫酸化物物(SO_x)の項を参照。

二酸化炭素 (CO₂)

炭酸ガス又は無水炭酸ともいう。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を呈する。大気中には約0.03%存在し、植物の光合成に欠くことのできないものである。しかしながら人間が、石油、石炭、天然ガスという化石燃料を大量に使うようになり数十年前に比べると十数%ぐらいい増加し、引き続き増加の傾向にあるといわれている。

二酸化炭素吸収源 (CO₂吸収源)

植物には、大気中の二酸化炭素を吸収し、光合成によってそれを有機物として固定・蓄積することにより、地球の大気中の二酸化炭素の濃度を抑制する働きがある。

京都議定書では、1990年以降に植林、再植林された森林による二酸化炭素の吸収量を、温室効果ガス排出量の削減目標達成に反映させることができることとなった。

二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物 (NO_x) の項を参照。

二次汚染物質

一次汚染物質が他の汚染物質等と化学反応し、新たに生成された汚染物質をいう。大気中で炭化水素 (HC) と窒素酸化物 (NO_x) の混合系に紫外線が作用し生成される光化学オキシダントがその例である。

2%除外値

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の長期的評価による環境基準適合状況を判定するときに用いる値であり、年間にわたる1日平均値のうち、測定値の高い方から有効測定日数の2%にあたる日数分の測定値を除外した値。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続する日は、除外の範囲に入っても除外しない。

〔の〕

農業

「農業取締法」では、「農作物を害する病虫害の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」と定義されている。また、同法では、農業の登録検査制度、表示制度、販売や使用の規制等により、農業の安全かつ適正な使用の確保を図ることとされている。

ノニルフェノール

環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準の一つ。環境基準値は水域類型によって異なり、河川及び湖沼では0.0006~0.002mg/ℓである。

n-ヘキサン抽出物 (ノルマルヘキサン)

排水基準にも設けられている項目で、動物性油脂、脂肪酸、脂肪酸エステル、りん脂質などの脂肪酸誘導体、ワックス、グリース、石油系炭化水素、染料、そのほかの有機化合物の一部及び硫黄などの総称で、普通は「油分」といわれている。

Nm³又はm³N

Nはノルマル (ノーマル) と読み、0℃1気圧の標準状態を表す。主として排出ガス量等を表すのに用いる単位で1Nm³とは、標準状態 (0℃1気圧) に換算した1m³のガス量を表す。

〔は〕

排煙脱硫装置

燃料等の燃焼により発生した排煙中に含まれる硫酸酸化物を除去する装置で、アルカリ液による湿式吸収法を利用したもの、石灰による乾式吸収法を利用したもの等がある。

ばい煙

「大気汚染防止法」の定義では、次の物質をいう。

- (1) 燃料等の燃焼に伴い発生する硫酸酸化物
- (2) 燃料等の燃焼又は電気炉等の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解等の処理に伴い発生するカドミウム、塩素、塩化水素、ふっ化水素、鉛、窒素酸化物等の有害物質

バイオガスプラント

家畜ふん尿や農作物残さ、食品廃棄物等を嫌気発酵させることにより、そこで生じたメタンガス等を回収し、電気や熱エネルギーとして活用する施設。

バイオマス (biomass)

生物資源 (バイオ) と量 (マス) を合わせた造語で、再生可能な生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く) の総称。

廃棄物

廃棄物とは、その物を占有している者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができないため不用になった物をいい、ごみ、し尿などの固形状又は液状のものをいう。

廃棄物は、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の2つに大別される。

排出係数

活動の種類ごとに、その活動を1単位実施した場合に排出される各種温室効果ガスの量を示す値。例えば、電力の使用に伴う二酸化炭素の排出係数であれば、排出係数の単位は、「kg-CO₂/kWh」となる。

排出権取引

環境汚染物質の排出量低減のための経済的手法の一つ。全体の排出量を抑制するために、あらかじめ国や自治体、企業などの排出主体間で排出する権利を決めて割振っておき (排出権制度)、権利を超過して排出する主体と権利を下回る主体との間でその権利の売買をすることで、全体の排出量をコントロールする仕組みを、排出権取引 (制度) という。

二酸化炭素 (CO₂) など地球温暖化の原因とされるガスに係る排出権や、廃棄物の埋立に関する排出権などの事例が見られる。

排出権取引の国内統合市場の試行的実施

排出量取引の国内統合市場の試行的実施は CO₂ の排出削減には CO₂ に取引価格を付け、市場メカニズムを活用し、技術開発や削減努力を誘導する方法を活用する必要があるとの観点にたつて、平成20(2008)年10月から開始された。試行実施は、以下の2つの仕組みにより構成される。

- ① 試行排出量取引スキーム (企業等が削減目標を設定し、その目標の超過達成分 (排出枠) や②のクレジットの取引を活用しつつ、目標達成を行う仕組み)
- ② ①で活用可能なクレジット (国内クレジット、京都クレジット) の創出、取引

ばいじん

いわゆる「すす」のこと。燃料あるいは可燃性物質の主成分をなしている炭化水素類の燃焼過程で発生する。

バス・鉄道利用デー

本県では、バス・鉄道の利用促進のため、毎月1日と15日をバス・鉄道利用デーとして、市町等の関係機関と連携を図って普及啓発に努めている。また、県内のバス会社では、バス・鉄道利用デー専用のバスカードを発行するなど、バス・鉄道の利用促進を図っている。

〔ひ〕

被圧地下水

不透水層の帯水層中の地下水の水頭が、その位置における帯水層の上側境界面より高い状態にある地下水。一般に自由面地下水より下位にあり、気圧の変化によってこの地下水面は上下する。

P R T R 制度 (化学物質排出移動量届出制度、

Pollutant Release and Transfer Register)

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような排出源から、どれくらい環境中に排出したか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運ばれたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

pH (水素イオン濃度)

環境基準や排水基準にも設けられている項目で、溶液中の水素イオン (H⁺) の濃度を表す。pHは0から14で7.0を中性とし、酸性の場合は7より小さく、アルカリ性では7より大きい。

B O D (生物化学的酸素要求量、Biochemical Oxygen Demand)

環境基準や排水基準にも設けられている項目で、水中の有機性汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、この数値が大きければ川は汚れていることになる。5日間の水中の酸素の減少量でBODを測定する。

ビオトープ

生物が生存するための最小空間をいう。都市のような人工環境においても、生物が生存・繁殖でき、さらに生態系を発展させ、種の多様性を維持・拡大できるような小空間をつくり、環境の修復を行うことができる。

ビクターセンター

自然公園などでビクター (公園利用者) に対し①各種の情報を提供する、②自然解説サービスを提供する、③公園の自然・文化に関する展示を行う、という機能をもつ施設。

P C B (ポリ塩化ビフェニル)

有機塩素化合物の一種で、化学的に安定しており、絶縁性が良いなどの特性から、変圧器やコンデンサー用の絶縁油等幅広い分野で使用されていた。一方で、人の健康・環境への有害性が確認され、分解されにくく広く環境中に残留している。P C B廃棄物については、長年にわたって処分されていないことから、処理体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理の推進を目的として、平成13(2001)年に「P C B廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行された。公共用水域等における環境基準は検出されないことであり、排水基準は0.003mg/ℓである。

微小粒子状物質（PM2.5）

浮遊粉じんのうち粒径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1000 分の 1mm) 以下のもの。浮遊粒子状物質よりも健康に有害な影響を与える可能性が高いとされている。

砒素（As）

金属光沢のもろい結晶で、水に不溶であるが、硝酸、熱硫酸には酸化されて亜硫酸又は亜硫酸となつて溶ける。常温では安定であるが熱すると多くの金属と化合して砒素化合物を生じる。水道水中の基準、公共用水域及び地下水の環境基準は $0.01\text{mg}/\ell$ であり、排水基準は $0.1\text{mg}/\ell$ である。

PDCAサイクル

「物事を管理し継続的に改善していくための方法」として最も有効な手法と言われ、品質管理システムの手法としても広く活用されている。環境マネジメントシステムにおいては、「Plan（環境に関する方針、目標、計画等を定める）→Do（これを実行し、記録する）→Check（その実施状況を点検・監査する）→Action（これらの結果により、環境方針や環境目的・目標等を随時見直していく）→次の段階へ」という一連のサイクルの反復により、継続的に環境負荷の低減を図っていく仕組みをいう。

ppb (parts per billion)

試料中の物質の量を 10 億分の 1 で表示する単位である。ppm、ppt などとともに、濃度、存在比率などについて用いる。（ppm の 1000 分の 1 にあたる。）
例えば、 1ppb は、 $1\text{mg}/10^3\text{kg}$ 、 $1\text{cc}/10^3\text{k}\ell$ 、 $1\text{cm}^3/10^3\text{m}^3$ を意味する。

ppm (parts per million)

試料中の物質の量を 100 万分の 1 で表示する単位である。
例えば、 1ppm は、 $1\text{mg}/1\text{kg}$ 、 $1\text{cc}/1\text{k}\ell$ 、 $1\text{cm}^3/1\text{m}^3$ を意味する。

PPP

Polluter Pays Principle の略で、汚染者負担の原則と訳されている。これは、OECD（経済協力開発機構）で確定された考え方で、環境汚染を引き起こした原因者が自分の費用負担で原因の解決を行うべきことをいう。公害健康被害補償制度等を通じて PPP の考え方が実現されている。

ppt (parts per trillion)

試料中の物質の量を 1 兆分の 1 で表示する単位である。ppm、ppb などとともに、濃度、存在比率などについて用いる。（ppb の 1000 分の 1 にあたる。）
例えば、 1ppt は、 $1\text{mg}/10^6\text{kg}$ 、 $1\text{cc}/10^6\text{k}\ell$ 、 $1\text{cm}^3/10^6\text{m}^3$ を意味する。

〔ふ〕

風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などの都市の風致を維持することを目的とした制度。都市の風致とは、都市における自然的な要素に富んだ土地の良好な自然的景観をいう。（都市計画法第 8 条、第 9 条参照）

風力発電

自然のエネルギーである風力エネルギーを、風車を利用して回転エネルギーに変換、そのエネルギーで発電機を回し電力エネルギーを得る方法。

富栄養化

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩類が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっている。

複層林

樹齢、樹高等の異なる樹木により構成された森林。

フタル酸エステル

フタル酸とアルコール類が脱水して化合したものの総称で、90%以上はプラスチックの可塑剤として工業的に生産されている。

FAO/WHO の専門委員会では、人に対する日常摂取許容量として $1\sim 2\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ と定めている。

ふっ素、ふっ化水素、ふっ化けい素

ふっ素を含む原料を使用するガラス製造工場やタイル製造工場等から発生し、大部分はふっ化水素だと考えられる。ふっ素そのものは土壌、海水、動植物中に広く分布する。水道水中の基準、公共用水域及び地下水のふっ素の環境基準は $0.8\text{mg}/\ell$ であり、排水基準は $8\text{mg}/\ell$ である。

浮遊粉じん

大気中に浮遊する粒子状の物質のこと。物理的な原因で飛散した粉じんや、燃焼に伴って発生するばいじん等があげられる。

浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粉じんのうち粒径 $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1000 分の 1mm) 以下のもの。大気中での滞留時間が長く、気道や肺胞に沈着して健康上有害な影響を与える。

フロン

フルオロカーボンの我が国だけの俗称。そのうち、CFC（クロロフルオロカーボン）と HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）がオゾン層破壊物質である。HFC（ハイドロフルオロカーボン）を、一般に「代替フロン」という。代替フロンの項を参照。

粉じん

空気又はガスなどに含まれている固体の粒子をいう。

〔へ〕

平地林

本県では、県北の那須野が原、那珂川の西部、鬼怒川をはさむ沖積台地及び県南の沖積平地と洪積台地を中心とし、これに今市扇状地と宇都宮山地、県内の大平、唐沢の山地等を加えた地域における森林をいう。

ベクレル (Bq)

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。

ペットボトル

ポリエチレンテレフタレート (polyethylene terephthalate) 製の透明容器。無毒、無臭、強じん性、透明性などが高く評価され、しょう油や飲料品容器などに多く使われている。

ベンゼン

水より軽い無色の液体。凝固点 5.5°C 、揮発性で水に溶けにくく有機溶媒に溶ける。有機分の多い土壌には吸着され、生分解される。水道水中の基準及び公共用水域及び地下水の環境基準は $0.01\text{mg}/\ell$ であり、排水基準は $0.1\text{mg}/\ell$ である。

〔ほ〕

保安林

「森林法」に基づき、水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全・形成、その他公共の目的を達成するために指定され、適切な森林整備を始めとする保全・管理を確保することによって、その公益的機能を維持・増進することとされた森林。保安林に指定された森林は、開発の制限等が課せられるが、各種優遇措置も講じられている。

放射線

波長が短い電磁波及び高速で動く粒子をいう。放射線には、アルファ (α) 線、ベータ (β) 線、ガンマ (γ) 線、中性子線等がある。

放射性物質

放射線を放出する物質をいう。

放射能

放射線を出す能力をいう。

ほう素

黄色又は褐色の固体物質で、主にほう酸塩として存在しており、植物及び動物にとって必須元素である。公共用水域及び地下水の環境基準は $1\text{mg}/\ell$ であり、排水基準は $10\text{mg}/\ell$ である。

ホルムアルデヒド

メチルアルコールを酸化すると生じ、水に溶けてホルマリンとなる。刺激臭が強く「栃木県生活環境の保全等に関する条例」では尿素、フェノール、メラミン各樹脂の製造又は加工の用に供する施設について排出を規制している。

〔ま〕

マイクロ水力発電

農業用水路や中小河川、上下水道等の水流を利用して行う発電能力 100kW 以下の小規模な水力発電をいう。太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーと比較して、天候に左右されにくく、安定した電力を得ることができる。

マイ・バッグ・キャンペーン

「レジ袋」の利用を自粛し、「買い物袋（マイバッグ）」を持参してごみの減量化を図ろうとする運動。消費者、事業者、行政、各種団体が連携して環境に配慮した消費行動を実践する。例年 10 月 1 日～31 日までの 1 ヶ月間統一行動が行われる。

マテリアルリサイクル

廃棄物を、製品の原材料として再利用することをいう。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）

正式名称は、「産業廃棄物管理票」。排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合に、廃棄物の処理状況の把握、管理等をするため、廃棄物処理法に基づき、排出事業者が産業廃棄物の種類、数量等を記載し、委託者に交付する帳票のこと。複写式の紙伝票を利用するもののほか、通信ネットワークを利用する「電子マニフェスト」がある。

【み】

緑の少年団

緑の少年団は、次代を担う子どもたちが、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプなどのレクリエーション活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、子どもたちの自主的な団体。

未利用エネルギー

都市内部、工場等における生活、業務、生産活動の結果として生じ、有効に回収されることなく環境に放出されている熱エネルギーや、自然に豊富に存在するもので、その活用が都市環境に対し生態学的に有意の影響を与えないと考えられる自然エネルギーのこと。

【め】

メタン（CH₄）

京都議定書の対象ガスの一つ。融点-184℃、沸点-164℃の無色の可燃性気体で化学式は、CH₄。天然ガスの主成分であり、有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じる。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、メタンでは約21倍である。

【も】

モニタリングポスト

大気中の放射線量（空間放射線量）のうち、γ（ガンマ）線を連続して測定する据置型の装置。

【ゆ】

有害使用済機器

使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場合は、都道府県知事等に届出が義務付けられている。

有害大気汚染物質

継続的に摂取されると、発がん性や慢性毒性などにより人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるものをいう。現在、ベンゼン、トリクロロエチレンなど234物質がリストアップされている。モニタリング調査では優先取組物質21物質について測定している。

有害物質

「大気汚染防止法」では、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質として、カドミウム及びその化合物、塩素及びその化合物等5項目が定められており、また、「水質汚濁防止法」では、人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質としてカドミウム及びその化合物、シアン化合物等28項目が定められている。

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

有機りん化合物

りんと有機物の化合物の総称で、毒性を有するものが多い。「水質汚濁防止法」に基づく排水基準では、有機りんのうち4物質（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN）が人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質に指定され、その許容限度は、1mg/ℓ以下と定められている。

【よ】

要監視項目

水質汚濁に係る人の健康の保護に関連する物質ではあり、公共用水域等における検出状況等からみて、環境基準項目とするほどではないが、引き続き知見の集積に努めるべきとされている物質群。人の健康の保護に係る項目とし

て公共用水域についてクロロホルム等26項目が、地下水についてクロロホルム等24物質が、水生生物の保全に係る項目としてフェノール等6物質が定められている。

要措置区域

「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域をいう。

用途地域

都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。現在13種類の用途地域がある。（都市計画法第8条、第9条参照）

溶融スラグ

廃棄物又はその焼却後に残った灰等を1,200℃以上の高温で溶かした後、冷却して固めた物のこと。道路の舗装及び側溝、造成工事の際の盛土材等の原材料として使用されている。このほか、溶融スラグ化には、最終処分量の削減、有害物質の無害化等のメリットがある。

横出し規制

国の公害関係法令により規制対象外となっている施設や項目について、地方公共団体が条例により規制を行うことをいう。

【ら】

ラムサール条約

正式名は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年にイランのラムサールで採択され、特に水鳥に注目し、その生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の「保全」と「賢明な利用」を進めることを目的に採択されたが、現在は広く生態系として重要な湿地を守ることを目的としている。

【り】

リスクコミュニケーション

化学物質による環境リスク（人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれ）に関する情報を、行政、事業者、県民等のすべての者が共有しつつ、相互に意志疎通を図ることをいう。

硫化水素（H₂S）

無色の気体で腐乱臭を有し、ごく低濃度でも悪臭を感じる。人体に対しては粘膜刺激作用、神経まひ作用等があり、高濃度では呼吸中枢のまひにより窒息死を招く。また、低濃度長期吸入によっても頭痛、めまい、全身衰弱等の慢性的症状を呈するといわれている。

緑地環境保全地域

市街地・集落地やその周辺地域の樹林地・草原丘陵等の区域及びこれと一体となって良好な緑地環境を形成している区域あるいは歴史的、文化的遺産と一体となって良好な緑地環境を形成している区域のうち、緑地環境を保全することが特に必要な地域として、「自然環境の保全及び緑化に関する条例」に基づき指定した地域をいう。

林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。

【る】

類型あてはめ（類型指定）

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況、騒音に関係するところの都市計画地域等を勘案し、具体的に地域にあてはめ、指定していくことをいう。

【れ】

レッドデータブック

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた本。

レッドリスト

日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。日本に生息又は成育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。